



東京みんなでサロン事業（集会所活用）について紹介します。

東京都は令和4年4月より、都営団地の集会所を活用した「東京みんなでサロン事業」を実施しています。

この事業は、都営団地入居者の交流の場づくりに加え、地域の方から「近所の都営団地集会所を使ってみたい」などの声が寄せられたことから、地域の交流を深める「居場所づくり」の2点を主な目的としています。

公社が自治会との橋渡し役となりながら、今後も事業の継続、拡大を行っていくことから、今回は「東京みんなでサロン事業」について紹介します。

1 現在までの実施状況

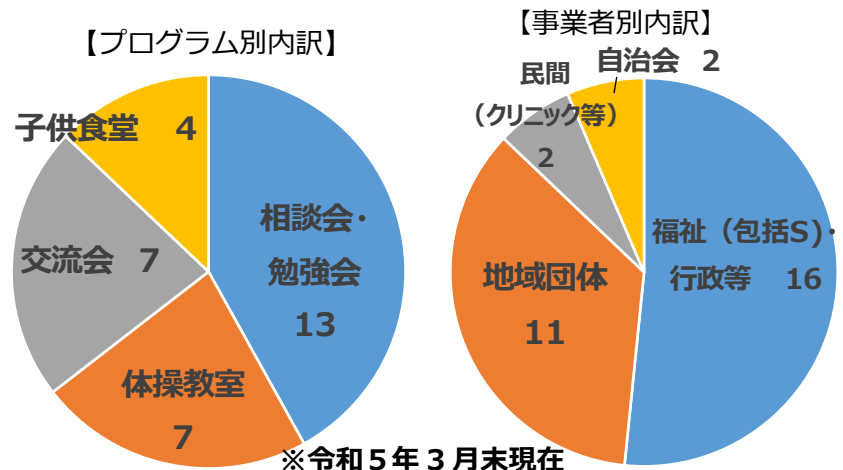
①実施箇所数

31か所の指定集会所で実施

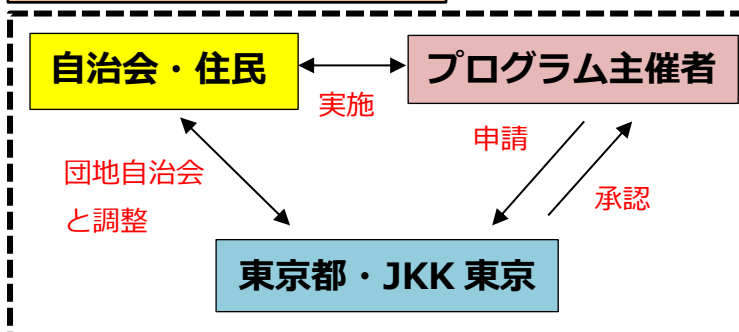
②プログラムの主な詳細

- ・相談会、勉強会→介護、法律等
- ・体操教室
- ・交流会→折り紙、サロン等
- ・子供食堂

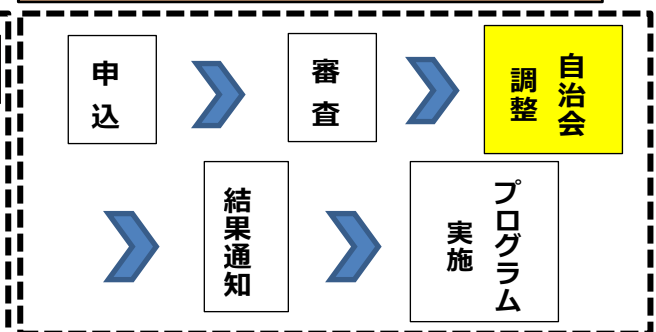
③事業者内訳（右図のとおり）



2 事業展開までの流れ



3 実施事業者の決定までの流れ



4 その他

- ・集会所の利用については、自治会の協力が必要となります。
- ・事業者の応募のため、集会所名が公社ホームページに掲載されます。
- ・事業の期間については、原則1年単位（4月～3月）とします。
- ・集会所使用料は、集会所利用規約等に基づき、事業者が負担します。
- ・営利目的、政治的または宗教的な宣伝・主張を目的としたものは、実施できません。

東京みんなでサロン事業については、自治会独自の事業でも実施可能です。
 実施にあたり、ご相談やご不明点等がございましたら、裏面の本紙に関する問い合わせ先（都営管理係）までご連絡ください。

東京消防庁の電子学習室「防災訓練」について紹介します。

各世帯や一人ひとりが防火・防災の意識を高める取組を行うことで、自衛消防訓練とすることができます。今回は、お住まいのみなさんが集まらなくても、各世帯や個人で取り組める「東京消防庁 電子学習室」について紹介します。

○東京消防庁のホームページでは、右図のメニューから消防訓練の個人学習ができますので活用してください。

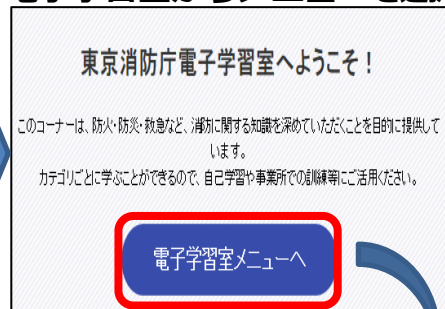
※HPに直接アクセスするか、下記のQRコードを使用してください。



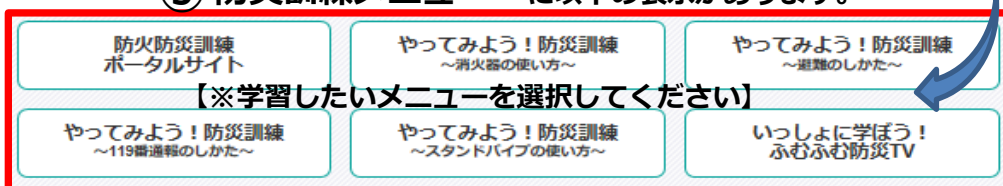
① 知識を深める！を選択



② 電子学習室からメニューを選択



③ 防災訓練メニュー に以下の表示があります。



【令和6年4月開始分】共益費徴収事業の申込みを受け付けています。

現在、申込みを検討している自治会等に募集案内をお送りしています。

★募集案内の送付及び申し込み期限 = 令和5年6月末まで

お早めに！

<申込期限について>

申込期限は令和5年6月末までとなります。申込みにあたっては、自治会等における合意形成や書類の準備等が必要ですので、お早めにご検討ください。

<共益費徴収事業とは>

現在、自治会等で実施している住宅共用部分の管理について、以下の①から④のうち、自治会等から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を毎月の住宅使用料とともに徴収します。

- ① 共用部分の電気・水道料金の支払
- ② 共用灯・街路灯の電管球の交換作業
- ③ 草刈り（年2回）、中低木の刈込・剪定（年1回）
- ④ 落ち葉の清掃（落葉時期のみ計4回）

【草刈り実施例】
【施工前】



【施工後】



※ ご案内は、公社ホームページにも掲載しています。

(URL) <https://www.to-kousya.or.jp/nyukyosha/toei/kyoekihi.html>



お問い合わせは、

J K K 東京お客さまセンターへ

受付時間 9時～18時

(土日・祝日・年末年始は除く)

・本紙に関する問い合わせ 都営管理課 都営管理係

・共益費徴収事業に関する問い合わせ

都営管理課 共益費事業推進係

ナビダイヤル ☎0570-03-0071

※携帯電話の無料通話分や割引サービスがご利用可能な方

☎03-6279-2652

ホームページ
のご案内

「自治会等の活動に関する情報」

<https://www.tokousya.or.jp/nyukyosha/toei/jichikai.html>

